

原付講習実施基準の制定について（例規通達）

平成4年10月16日
本部（運免）第38号

〔沿革〕 平成6年5月本部（運免）第41号、8年8月第28号、11年3月第2号、16年2月本部（機改）第4号、3月第19号、10月第42号、17年3月第12号、6月第42号、8月第52号、18年3月第31号、19年3月第15号、22年6月本部（免許）第34号、10月第48号、24年3月第18号、28年5月第19号、29年3月第4号、8月本部（警務）第31号、令和元年10月第29号、6年8月本部（会）第49号、7年8月本部（免許）第50号改正

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の一部が改正され、原付免許を受けようとする者に対する講習（以下「講習」という。）が義務化されたことから、原付講習実施基準を制定し、平成4年11月1日から実施することとしたから、効果的实施に努められたい。

記

第1 講習の委託

講習は、講習の実施に関する規則（昭和58年新潟県公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）第4条第3号に規定する指導員を有し、かつ、学科講習及び技能講習を行うことのできる施設を有する機関（以下「受託者」という。）に委託して実施するものとする。

第2 講習の実施計画

受託者は、原付講習実施計画書（別記様式第1号）を毎月策定し、交通部運転免許センター長（以下「運転免許センター長」という。）に提出するとともに、講習の日時、場所及び方法等を受講申込者に教示するものとする。

第3 講習の受付等

- 1 講習当日の受付は、講習開始時刻の30分前から行うことを原則とし、講習開始後の受付は行わないこと。
- 2 身代わり受講防止のため、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）等の提示により受講者本人であることを確認し、講習申込書（別記様式第2号）に自筆で記入させること。
- 3 受託者は、受講者から提出された講習申込書により、原付講習申込受理（受講）者名簿（別記様式第3号）を作成すること。

第4 講習手数料納付の確認

受託者は、講習実施前に、受講者が講習手数料を納付済みであることを、領収に係る書類により確認し、講習申込書に納付確認済みであることを記載の上、領収に係る書類を貼付すること。

第5 受講者の編成等

- 1 講習は、原則として受講者10人を1グループに編成して実施すること。

- 2 グループ編成は、必要に応じて受講者の技量程度によるグループ分けに配慮するとともに、受講者の習得状況に応じて指導を実施すること。
- 3 聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

第6 講習指導員数

- 1 原付講習指導員（以下「指導員」という。）は、1グループ3人を基準とし、受講者数等に応じて適切な人数の指導員を確保すること。また、グループ内の指導員のうち1人を主任指導員に指定し、この者の指示により効果的な講習を実施すること。
- 2 受託者は、指導員名簿（別記様式第4号）を作成し、運転免許センター長に提出すること。

第7 講習時間

講習時間は180分とし、原付講習の講習科目及び時間割り等に関する細目（別添1）及び原付講習指導要領（別添2）により実施すること。

第8 課題、コース設定基準

講習の課題、コース設定については、原付講習の課題、コース設定基準（別添3）により実施すること。

第9 使用車両

- 1 講習に使用する車両は、スクータータイプの一般原動機付自転車（以下「原付車」という。）とする。ただし、必要に応じて変速ギア付原付車を併用してもよいこととする。
- 2 講習に使用する車両は、受講者数に応じて適切な台数を確保するよう配慮すること。

第10 講習教材等

- 1 運転適性検査には、安全運転自己診断警察庁方式KM85型「あなたが考える安全運転適性」又はこれと同等以上の安全運転自己診断用の検査用紙を使用し、指導員は検査結果を踏まえて、受講者にワンポイント・アドバイスをするなど、効果的な活用を図ること。
- 2 視聴覚教材には、原付車の操作方法及び走行方法並びに安全運転に必要な知識等を内容とする視聴覚教材を使用すること。
- 3 講習に使用する教本は、次に掲げる内容について、図やイラストを多く用いるなど、分かりやすくまとめられたものを使用するほか、本県における道路交通の現状と交通事故の実態その他実情に応じた内容を記載した資料を使用すること。
 - (1) 原付車の操作、走行等、運転の方法（法規制の内容を含む。）に関する知識
 - (2) 原付車の運転の特性と事故の特徴に関する知識
 - (3) 場所（交差点、カーブ等）並びに天候及び路面状況に応じた安全な運転の方法に関する基本的な知識
 - (4) 危険予測、回避方法等、原付車の安全な運転に必要な実践的な知識

第11 講習の再受講

- 1 次の場合には、講習の再受講をさせることができる。この場合、前回の未習得科目について指導をするが、講習手数料は徴収しないこと。
 - (1) 受講者が病気、その他やむを得ない理由により、途中退場したとき。
 - (2) 講習実施中、天候の急変等により、講習を継続することが困難になり、やむを得ず中止した場合
 - (3) 受講者が指導員の正当な指導に従わず、かつ、他の受講者の受講を妨害する等、習得状況が良好でない者
- 2 受託者は、前記に該当する途中退場者等があった場合は、原付講習途中退場者名簿（別記様式第5号）に記載して、経過を明らかにしておくこと。

第12 講習終了報告

- 1 受託者は、講習終了後、原付講習申込受理（受講）者名簿写し及び講習申込書を講習実施場所を管轄する警察署長（以下「所轄署長」という。）に提出するものとする。
- 2 受託者は、講習回数、講習人員を毎月取りまとめ、原付講習実施結果報告書（別記様式第6号）により、翌月7日までに報告するものとする。

第13 受講年齢

受験資格年齢到達前の者であっても、その者が道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条第6項の規定に基づく原付講習終了証明書（別記様式第7号）の有効期間内（交付の日から1年を経過する日まで）に受験資格年齢に達する場合は、受講させることができる。

第14 天候不順時の対応

講習は、天候不順時でも原則として実施するが、あらかじめ降積雪等悪天候のため、講習を実施することが困難な場合は、後日講習日を指定して受講させること。

第15 各種事故防止

- 1 指導員は、常に車両の保守、管理に努めるとともに、受講者にヘルメット、手袋を着用させる等各種事故防止に特段の配慮をすること。
- 2 受託者は、各種事故の発生に備え、傷害保険に加入するものとする。
- 3 各種事故が発生した場合は、原付講習時の各種事故発生報告書（別記様式第8号）により、所轄署長を経由して速やかに報告すること。

第16 指導員等に対する指導及び監督

- 1 運転免許センター長は、受託者及び指導員に対し、講習に必要な知識や技能、指導員の資質の向上及び講習の実施方法等について、指導及び監督をするものとする。
- 2 所轄署長は受託者及び指導員に対し、交通事故発生状況等講習に必要な情報提供を行うなど、講習の効果的実施に協力するものとする。

第17 指導員の研修

受託者は、指導員に対する教養及び研修会を随時開催し、講習に必要な知識、技能の習得及び人格の醸成等を図るよう努めるものとする。

第18 原付講習終了証明書

- 1 講習終了者に対する原付講習終了証明書の交付は、受託者に行わせるものとする。
- 2 受託者は、講習終了者から原付講習終了証明書の再交付申請があった場合は、そ

の理由となった年月日、場所及び状況等について聴取し、原付講習申込受理（受講）者名簿と照合の上、再交付するものとする。

第19 備付け簿冊

受託者は、講習の実施状況を明らかにするため、次の簿冊を備付けるものとする。

- (1) 原付講習申込受理（受講）者名簿
- (2) 指導員名簿
- (3) 原付講習途中退場者名簿
- (4) 原付講習実施結果報告書
- (5) 原付講習時の各種事故発生報告書